

論文

自由社教科書不合格問題の背景と 欠陥箇所「二重申請」問題

勝岡 寛次（明星大学戦後教育史研究センター）

はじめに

筆者は職業柄、検定を終えたばかりの歴史教科書の比較検討を行うことが多い¹。従って、教科書会社各社の執筆スタンス及び歴史認識については、以前からよく承知している。

新しい歴史教科書をつくる会（以下、「つくる会」と略）の編集する自由社の歴史教科書が、現行学習指導要領の謳う《我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚》に最も忠実な教科書の一つであることもよく承知しているし、現行教科書の中では、中国のプロパガンダの所産である「南京事件」を唯一取り上げず、逆に通州事件を教えている点で一つの見識を示していることについても、以前から注目し、相応の評価をしてきた積りである²。

しかし、文科省の「不正検定」を糾弾する最近のつくる会の主張には、大いに違和感を覚えている。その“一枚岩”のような主張は、果してどこまで客観的事実に支えられたものであるのか、疑わしいと感ずる点が多いからである。また筆者のような違和感や、素朴な疑問を覚える向きは、つくる会の内部にはないのだろうか、とも思ってしまう。

本稿は、そうした疑問点の幾つかについて、客観的な事実の裏付けが果してあるのかどうかを検証したものである。

本稿執筆の意図と目的

令和3年度から全国の中学校で使用される歴史教科書の検定（令和元年度）で、自由社教科書が不合格になったことから、様々な憶測がなされている。

つくる会は、文科省が自由社教科書に対して、《初めから落とす意図をもって強引に欠陥箇所を絞り出し、水増しする不正行為が行われた》、《文科省におけるかつてない大スキャンダル》などと断定し、《事実の究明のため国会に特別委員会を設置し、関係者を喚問して調査すること》を要求している（令和2年2月21日付公式声明）。文科省の実際の検定事例（文科省に「欠陥箇所」とされた405件）から、《著者としては到底承服できない極端な事例》100件を紹介した『教科書抹殺』でも、同様の主張を繰り返しているが³、筆者は俄かには同意できない。

文科省にもし、自由社教科書を「初めから落とす意図」があったのなら、普通に考えれば公民教科書も歴史教科書と同時に落さなければおかしい。ところが実際には、不合格になったのは歴史教科書だけであり、公民教科書の方は首尾よく合格しているのである。なぜ公民は合格し、歴史だけが不合格にされたのだろうか。この事実一つからしても、《この本質は、政治的判断による特定教科書の意図的な排除にほかならない》⁴、

或いは《教科書調査官は、初めに自由社を不合格にするという目標を決め、そのためのあら探しをし、欠陥箇所をデッチ上げたのである》⁵と、即断するわけにはいかないと筆者は考える。

文科省側に「初めから落とす意図」があったと、つくる会が主張するのであれば、それを立証する挙証責任は、文科省の側にはなく、つくる会の側にある。しかしながら今日まで、文科省が自由社だけを「狙い撃ち」にした、と断定し得るだけの明々白々な証拠を、つくる会側は明示し得ていない。

逆につくる会は、「初めから落とす意図」はなかったという文科省側の説明に対しては、これを「デマ」だと頭から決めつけて、真面目に取り上げようとする姿勢が見られない。

例えば、産経新聞は3月25日付で次のように報じている⁶。(波線は引用者)

《文科省によると、自由社は他社と比べ不正確な記述が多い上、前回と同じ誤りを指摘されるケースが約40件あった。》(中略)

学び舎には同じ指摘は少なく、それが明暗を分ける一つになったようだ。検定関係者は「学説状況などが変わらない限り、前回指摘した部分に今回も検定意見がつくということは分かっていたはず。そうした部分をなくすだけでも不合格にはならなかった」と話す。》

このように、文科省側は《前回と同じ誤りを指摘されるケースが約40件あった》と指摘し、《そうした部分をなくすだけでも不合格にはならなかった》と話しているのだから、まずはその真偽を問題にしなければならない筈である。ところが、つくる会の側ではこれを「デマ」だと言い張るばかりで、《自由社は他社と比べ不正確な記述が多い上、前回と同じ誤りを指摘されるケースが約40件あった》という文科省の主張が正しいかどうかを客観的に検証しようという姿勢が、残念ながら見受けられない⁷。

《自由社は他社と比べ不正確な記述が多い》かどうかは、検定意見の数だけで単純に比較は出来ないと思うが(これについては後に検討する)、《前回と同じ誤りを指摘されるケースが約40件あった》のかどうかについては、データはつくる会側が全て持っているのだから、その真偽を客観的なデータで示すことは可能(寧ろ容易)な筈である。それが全くの出鱈目なら、そこで初めて文科省の指摘は「デマ」だということにもなる。ところが、その肝心なことがなされていない⁸。

これでは、文科省とつくる会の言い分のどちらが正しいのか、筆者のような第三者には、客観的な判断ができないのである。

よって筆者は今回、自由社の前回検定(5年前)で「欠陥箇所」と指摘された358箇所(後に修正して合格)と、今回の検定で「欠陥箇所」と指摘された405箇所の全てについて比較し、《前回と同じ誤りを指摘されるケース》が本当に文科省の言う通り「約40件」に及んでいるのかどうか、またそれに対する自由社の前回の対応と今回の対応がどう違うのか、この辺りを実証的に明らかにしたいと考えた。

しかし、その作業に着手する前に、まずはつくる会の言う「一発不合格」の制度が何ゆえに設けられたのかという、制度自体の成立の経緯を検証しておきたい。というのは、これを検証しない限り、つくる会の言うように文科省が「初めから落とす意図」で自由社だ

けを狙い撃ちにしたのか、それとも各社平等に検定した結果が、たまたま自由社だけがこれに引っ掛かったのか、その点が明らかにならないと思うからである。

「一発不合格」という喧しい声にかき消され、この点の究明が殆どなされていないことは問題であり⁹、制度自体の成り立ちや目的の検討なしには、冷静な判断は出来ないように感じたので、この点をまずは検証したい。

尚、本稿ではこの制度について、教科用図書検定調査審議会（以下、「審議会」と略）の呼び方に従って、不合格教科書の「翌年度再申請」の制度と呼ぶことにする¹⁰。具体的には、検定で不合格になった教科書は年度内に再申請させず、翌年度に再申請させ、検定を翌年度に改めてし直す仕組みのことを意味している。本稿が「一発不合格」という用語を使用しない理由については、追々説明していきたい。

制度変更の背景

不合格教科書の翌年度再申請の制度は、何がきっかけで、どのような経緯を経て制度化されたのか。

これを明らかにするには、検定の手続きの概略を知っておくと共に、審議会の総会議事録・第2部会（社会）及び同部会歴史小委員会（以下、「歴史小委」と略）の議事要旨及び配布資料を検討する必要がある。

検定の手続きについては、申請図書（白表紙本）の提出から合否の判定に至るまでに、大まかに言って次のような経過を辿る。（制度変更前の、前回検定の場合）

申請本提出→審議会による審査→合格・判定留保・不合格

これが第一段階だが、検定意見が全くつかず、一度で合格することはまずない。よって、普通は合否の判定留保か、不合格のいずれかに分れることになる。検定意見の数が教科書の頁の5分の4未満であれば「判定留保」となり、それを超えると（5分の4以上）「不合格」となる¹¹（この場合の不合格は、一旦「不合格」にするという意味で、不合格の確定という意味ではない）。

表1 前回検定の経緯（教科用図書検定調査審議会第2部会）

教科書	一次審査	欠陥箇所	検定意見	二次審査	検定意見	修正箇所	最終判断	修正箇所
学び舎	不合格	273		留保	100		合格	100
自由社	不合格	358		留保	102		合格	102
教出	留保		20	合格		20		
清水	留保		51	合格		51		
育鵬社	留保		78	合格		78		
帝国	留保		70	合格		70		
東書	留保		28	合格		28		
日文	留保		44	合格		44		

（「教科用図書検定調査審議会 平成26年度第2部会歴史小委員会」（文科省HP）より、筆者が作成）

判定留保の場合は「検定意見書」が示され、それに基づいて出版社は「修正表」を提出する。その後、教科書調査官と何度かのやり取りがあって、最終的に調査官が了承すれ

ば、合格（正確には合格内定）ということになる（正式の合格決定は審議会が行う）。前頁の表1「前回検定の経緯」の内、教出(教育出版)から日文(日本文教出版)までの6社の辿った経緯が、この「留保」→「合格」の手続きである。

不合格の場合は、申請図書を作り直して70日以内に再申請する。再申請後は、上記の手続きと同じであり、「不合格」→(再申請)→「留保」→「合格」の手続きを踏んでいく。「前回検定の経緯」の上の2社、学び舎と自由社がこの過程を辿った。ここから容易に判る通り、自由社は既に前回の検定においても、欠陥箇所が著しく多いために（検定意見数が頁数の5分の4以上）、一旦「不合格」にされたのである。

さて、不合格教科書の翌年度再申請の制度が設けられたきっかけは、この前回の検定（平成26年）にある。前回の検定では「学び舎」が初めて参入したが、自由社と学び舎の検定に非常に手こずった様子が、歴史小委の議事要旨（11/14）から判る。

というのは、検定を申請した全8社の内、他の6社は10月23日、11月7日の歴史小委で「留保」になったが、11月14日の第3回歴史小委では、自由社と学び舎の2社のみが「不合格」とされている。特に自由社については、「欠陥箇所」が多数に上ったことから近世以前と近代以降に分け、2回（11/7、11/14）に分けて歴史小委で検討されており、それだけ検討に時間を要したことが判る。

これを受けて、第2部会の一次審査（11/21、11/28、第1、2回会合）では、学び舎と自由社のみを「不合格」と判定した。

しかし、自由社も学び舎も「欠陥箇所」の修正を行った結果、第2部会の二次審査（H27.2/26、3/10、第3、4回会合）では留保となり、検定意見に従った修正が行われた結果、最終的には両社とも検定に合格している（3/27、第5回会合）。

以上の経緯につき、審議会第2部会の鈴木佑司委員（法政大学教授）は、審議会の第1回総会（H27.4/6）で次のように報告している¹²（下線・波線及び(a)(b)は引用者が付加、以下同様）。

《歴史的分野については8点の検定申請がなされ、昨年の部会で6点については合否の判定を留保し、欠陥箇所を検定意見として申請者に伝え、修正内容を再度審査することが必要としました。2点については、それぞれ教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られるため（a）、また、正確性及び表記・表現の項目に係る欠陥が多いため（b）、いずれも教科用図書として適切性を欠いていると判断し、不合格と判定いたしました。（中略）主な欠陥箇所の内容としては、古代における対外関係や政治体制、昭和期の戦争をめぐる諸問題、戦後の民主化に関する記述などについての欠陥が目立ちました。》

上記（a）は学び舎を指し、上記（b）は自由社を指す。何故なら、文科省のこの時の検定意見書（「検定審査不合格となるべき理由書」）を見ると、**学び舎**については《教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている》《個別具体の事例に関する記述が多く、辞典類、通史的概説書にもほとんど取り上げられていない事例について、その背景等を明確にせず取り上げられている。…我が国の歴史の大きな流れを理解させるには不十分である》などとあり¹³、また**自由社**につ

いては《「正確性及び表記・表現」の項目にかかる欠陥が多く、教科用図書として適切性を欠いている》《特に、本申請図書については、断定的な記述や、史料の扱いが適切ではないところがあるなどにより、生徒が誤解するおそれがある表現が数多く見られ、また、不正確な記述（客観的に明白な誤記、誤植、脱字等を含む）が多い》とあるからである¹⁴。

文科省としてはこの経験から、検定制度の是正が必要と判断したようである。審議会第2回総会（H27.5/19）に教科書課から提出された資料には、「検討課題」として《義務教育用教科書の不合格図書の年度内再申請の見直し》の項目があり¹⁵、総会議事録を見ると、前掲の鈴木委員が次のように述べている¹⁶。

《不合格図書が出た場合に、再申請ということを制度的に担保しておりますので、期限内に議論することが非常に難しいという経験を今年いたしました。非常にたくさんの、100点以上の指摘があるような教科書が2冊ございましたので、不合格を出して、その後十分な審議時間を確保することが難しい中で合否を判定せざるを得ないという状況だったわけでございます。…不合格の判定というのは、それだけやっぱり重い。…その重い処分をするという、そういう決断を先生方がしてくださったことを、本当に一か月半ぐらいで〔不合格を合格に〕ひっくり返さざるを得ないというのは誠にやっぱり不十分だったので、是非この点については、提案どおりきちんとした時間を取るということを是非考えていただきたい》

このように、不合格図書の翌年度再申請の制度が設けられた直接の原因は、前回の検定で、学び舎と自由社に付けられた検定意見数が多数に上ったために、《十分な審議時間を確保すること》に困難を来したためであった。このことに留意する必要がある。

何故なら、この審議会委員の要望に基づき、《十分な審議時間を確保する》ために新たに設けられた制度が、《不合格図書の年度内再申請の見直し》であり、翌年度再申請の制度になっていくからである。具体的には、一旦「不合格」になった教科書は、それまでのように70日以内（年度内）に再申請させて合格まで持っていくのではなく、翌年度に再申請させる。そうすることで《十分な審議時間を確保する》、という趣旨なのである。

この制度の下では、一旦「不合格」となった教科書の検定は次年度に回されるため、年度内の合格は見込めないことになる。年度内の合格が見込めなければ、翌年度に行われる採択のプロセスに進むことは不可能になる。所謂「一発不合格」という言葉は、専ら教科書会社の利害の見地に立って、翌年度に採択してもらえず、自社にとっては不利益を蒙ることから、このプロセスを「一発不合格」だと卑俗に言っただけのことであり、審議会もしくは文科省の制度設計の趣旨とはずれている。

何故なら、この制度は一旦「不合格」になった教科書を、審議会もしくは文科省が「一発不合格」にして合格させないという趣旨ではなく、一旦「不合格」になった教科書を70日以内（年度内）に再申請させる現行制度では「十分な審議時間を確保する」ことが難しいので、翌年度に回して十分な審議時間を確保した上で合格させる、という趣旨だからである。決して「一発不合格」という趣旨ではない。検定の公正を確保するために必要な、制度設計の変更なのである。

「一発不合格」という言葉は、つくる会がこの制度を罵倒するために考案したネーミン

ゲもしくはキャッチ・フレーズの類いであり、文科省は一切そういう用語は用いていないし、この制度を報じたマスコミも、そのことは正確に理解していた¹⁷。

中には、「教科書会社は今後、慎重な記述が申請当初から求められることになりそうだ」と報じたものもあり¹⁸、慎重な記述をせずに、前回検定で学び舎と自由社がそうであったように数百か所も「欠陥」を指摘されれば、「不合格図書」として年度内の再申請は不可能になり、翌年度に再申請する他なくなることは、この報道に照らしても十分予想できた筈なのである¹⁹。

翌年度再申請制度の成立

不合格教科書の翌年度再申請の制度を文科省が提案し、審議会によって正式に了承されたのは、平成27年の第3回総会（7/23）のことであった。

この総会は「特別の教科 道徳」の検定を審議する場だったが、「義務教育用教科書の不合格図書の年度内再申請の見直し」について、次のような提案がなされた²⁰。

- 《○ 検定審査不合格となった図書は、必要な修正を加えた上で再申請をすることが可能であり、義務教育用教科書については、不合格理由の通知等のあった日から70日以内に再申請（年度内再申請）が可能である。一方で、高等学校用教科書については、検定審査不合格決定を行った年度の翌年度の6月1日～10日に再申請可能となっており、年度内再申請は認められていない。》
- 《○ 義務教育用教科書の不合格図書は、不合格理由の通知後、70日以内に再申請可能だが、その場合、発行者における欠陥箇所の修正期間の確保や再提出後の本審議会での審議に過重な負担がかかるという課題がある。
 - 児童生徒にとって、より適切な教科書を提供するため、義務教育用教科書で不合格になった図書のうち、「教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの」を不合格理由とするもの（a）や、「欠陥箇所が著しく多いもの」（b）については、図書の修正に十分な時間的余裕と本審議会での審議に十分な時間を確保するため、年度内再申請（不合格理由の通知後、70日以内の再申請）は認めず、高等学校の不合格図書の場合と同様、翌年度に再申請可能とすることが適当である。あわせて「修正表の審査の結果、不合格となったもの」や「教科書発行者からの修正表の不提出により不合格となったもの」についても同様に、年度内再申請は認めず、翌年度に再申請可能とすることが適当である。
 - また、上記のような見直しを行った場合、義務教育用教科書の採択は、原則として4年間、同一ものものを採択する必要があることから、教科書発行者の過度な不利益を回避するため、翌年度に再申請を行い合格した図書については、都道府県教育委員会が調査研究を行い、市町村教育委員会等が必要に応じて採択替えを行うことができるようにすることが適当である。》

このように、翌年度再申請の制度は、既に高校では実施されていた制度を義務教育段階にも適用し、不合格教科書の「年度内再申請」は小中学でも認めないことにする、とい

うことに過ぎない²¹。平成26年度の前回検定で、《100点以上の指摘があるような教科書が2冊ございましたので、不合格を出して、その後十分な審議時間を確保することが難しい中で合否を判定せざるを得ないという状況だった》ので、《きちんとした時間を取るということを是非考えていただきたい》という審議会委員の要請により、小中学の場合も高校の検定制度に合せ、年度内再申請は認めず、翌年度の再申請で対応する趣旨の制度の見直しなのである。

上記の引用文中、(a)は学び舎の前の検定から、(b)は自由社の前の検定から想定された不合格理由と考えられるが、勿論これは学び舎或いは自由社、もしくはその双方を「初めから落とす意図」で設けられた制度ではないことは、《上記のような見直しを行った場合》の《教科書会社の過度な不利益を回避する》手段も併せ考えられていることから、明らかであろう。

審議会の総会(第3回)議事録を読むと、文科省は上記の点につき、次のような趣旨説明を行っている。内容的には上記提案と重複するが、念のためにこれも引用しておきたい²²。

《方針として、図書の基本的な構成に重大な欠陥が見られるもの(a)ですとか、あるいは欠陥箇所が著しく多いといったもの(b)については、図書の修正に十分な時間的余裕と本審議会での審議に十分必要な時間を確保するという観点から、年度内再申請という形ではなくて、高校と同様に翌年度の再申請という形にしたらどうかということと、併せてですが、修正表の審査の段階で不合格となるといったようなケース、あるいは発行者からの修正表の不提出といったケースで不合格になるケースというのも、法令上、規定がございます。そうした場合もやはり年度内再申請では時間的な観点からは難しいということとして、実際の適用例は余りないのですけれども、規定としてはこのような形で翌年度に再申請可能とすることが適当ということでございます。それから、…4年間、義務教育の図書の場合と同じものを採択ということですが、発行者の過度な不利益を回避するという観点で、翌年度に再申請で合格した図書については必要に応じて採択替えができるようにするということ制度の見直しをしたらどうかと、そういうような趣旨でございます。》

議事録を見ると、上記の文科省提案に対して審議会委員からは何の質問も意見も出されておらず、すんなりそのまま可決されていることが判る²³。

尚、藤岡氏はこの制度成立の切っ掛け及び経緯について、次のように述べている²⁴。

《「つくる会」を中心とした教科書改善運動に対する反撃は、目に見える形では、左翼偏向の著しい学び舎が、新規参入した二〇一四年度の検定に合格したところから始まった。その直後から文科官僚は、「つくる会」討伐計画を練ったと考えられる。(中略)

注目すべきは、学び舎を合格させたあと一年の準備を経て、二〇一六年四月に、「一発不合格」という教科書会社の首を切るギロチンが設置されたことである。ギロチンは初めから処刑対象を想定してつくられたと言っても過言ではない。狙い撃ちである。なぜなら、必ず自由社に最も多くの検定意見がつくことがわかりきっていたからである。》

文科官僚がつくる会の《討伐計画を練った》という証拠はどこにもないし、《ギロチンは初めから処刑対象を想定してつくられた》というのは、上記の制定趣旨に照らし、荒唐無稽という他はない。何故なら、この制度が設けられた直接の原因の一つは、学び舎と自由社の前回申請図書「欠陥箇所」の多さにあり、不合格教科書の翌年度再申請制度の新設は、学び舎と自由社を「ギロチン」で「処刑」するためではなく、審議会が《十分な審議時間を確保する》ためだからである。

また、自由社だけを「狙い撃ち」にしたものでもない。何故なら、学び舎だろうが自由社だろうが、「欠陥箇所」さえ少なければ、この制度の下でも合格するのは自明だからである。実際、学び舎は前回の教訓に学んで「欠陥箇所」を大幅に削減した結果、今回の検定では合格している。自由社への《狙い撃ちである。なぜなら、必ず自由社に最も多くの検定意見がつくことがわかりきっていたからである》などというのは、「自分たちの側こそ欠陥箇所を大幅に減らして、審議会に過度の負担をかけないようにしなければならない」という自由社側の自主努力の必要性を最初から放棄した、「甘え」以外の何物でもない。

以上、不合格教科書の翌年度再申請の制度が設けられた経緯を検証したが、「初めから落とす意図」は文科官僚にも審議会にもなかった、と言わざるを得ないのである。もし文科省に「初めから落とす意図」があり、自由社だけを「狙い撃ち」したのであれば、歴史教科書だけでなく公民教科書も落とされていなければおかしい筈だ、と本稿の冒頭でも述べたが、歴史だけが不合格となり公民は合格したのは、単に前者の「欠陥箇所」が減らず（逆に増え）、「不合格ライン」を超えたために、《十分な審議時間を確保する》必要上、新しい制度の下では翌年度再申請に回された、というだけのことである。

今回の検定結果と、検定意見（欠陥箇所）数の比較

以上のような翌年度再申請の制度が中学校で初めて適用されたのが、今回の検定であった。そこで以下は今回の検定について、自由社の対応を中心に見ていきたい。

表2が示すように、前回検定とは様変わりして、今回の検定では自由社と令和書籍だけが不合格となり、年度内再申請が不可能となった。

尤も、自由社と令和書籍では不合格理由が異なる。後者は竹田恒泰氏が監修した新規

表2 今回検定の経緯（教科用図書検定調査審議会第2部会）

教科書	可否審査	欠陥箇所	検定意見	修正箇所	最終判断	備考
令和	不合格	6				
自由社	不合格	405				6月末に再申請、現在再検定中。
学び舎	留保		144	144	合格	
育鵬社	留保		23	23	合格	
教出	留保		38	38	合格	
東書	留保		21	21	合格	
帝国	留保		26	26	合格	
山川	留保		52	52	合格	
日文	留保		24	24	合格	

（「教科用図書検定調査審議会 令和元年度第2部会歴史小委員会」（文科省HP）より、筆者が作成）

参入の教科書で、欠陥箇所は6と少ないが、《教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの》(a)を不合格理由とするもの、前者は《欠陥箇所が著しく多いもの》(b)で、405箇所が欠陥箇所と指摘された²⁵。

今回の検定では、「不合格」とされるラインが総頁数の1.2倍と、前回検定(0.8倍)より緩和されたが²⁶、それでも自由社は「欠陥箇所」が不合格ライン(377)を上回る405箇所に上り、年度内再申請が不可能となった。

この事実をどう見るかだが、まずは上記の表2「今回検定の経緯」により、検定意見数の単純な比較をしておきたい。藤岡氏は《校正は徹底してやった。だから、よもやこれほど多数の「欠陥」が生じるとは想像もできなかった》と言うのだが²⁷、自由社の「欠陥箇所」は前回は358箇所、今回は405箇所、共に400箇所近い。前回一旦「不合格」になり、今回は合格した学び舎(144箇所)と比べても、「欠陥箇所」の数は3倍近くある。ましてや、他の6社の検定意見数は平均すると30.7箇所に過ぎず、自由社はその13倍以上である。普通では考えられないほどの極端な差があるが、その差は何に由来するのか。

藤岡氏は、それを次のように説明する²⁸。

《今回、自由社の検定に適用された条項は、6つの項目に限られている。…誤字・脱字は29件、漢字等表記の適切も15件に過ぎない。誤り・不正確が59件あるが、…これらを足しても、到底、377箇所の「一発不合格」ライン〔頁数×1.2倍〕までははるかに遠い。》

《では、何が全体の中で主な部分を成しているかといえば、検定基準3-(3)が圧倒的な比重を占めている。この条項の正確な全文を引用しておこう。

【図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解しがたい表現や、誤解するおそれのある表現はないこと】

…「生徒が誤解するおそれのある表現である」「生徒が理解しがたい表現である」という項目が…405件中292件、実に72%以上を占めているのだ。(中略)ここには調査官の趣味や主観的な思い込み、価値観を入り込ませる余地がある。欠陥箇所の水増しがなされた主な手段は、実はこの「理解し難い」と「誤解するおそれ」の二つなのである。》

ここで藤岡氏が強調しているのは、「理解し難い表現」とか「誤解するおそれのある表現」といった、調査官の主観が入りやすい検定基準を適用した「欠陥箇所」が405件中の300件近く、70%以上を占めており、その曖昧な検定基準を利用して《欠陥箇所の水増しがなされた》に違いない、ということである。しかしながら、この基準の適用率の高さゆえに、自由社に限って「水増しがなされた」と言うのであれば、他社に対してはそういう「水増し」はなかったことの証明が、一方では必要だろう。

また、「誤字・脱字」「漢字等表記の適切」「誤り・不正確」といった基準には主観的要素の入り込む余地は確かにないが、自由社の場合はそれらを足しただけでも100件を超える数になる。これは、弁解の余地のない誤りの数だけで比較しても、自由社は「誤りの多さ」で他社を圧倒している、ということにはならないのか。これらの点を正確に比較するためには、検定基準別の内訳を自由社だけでなく、他社についてもデータとして示す必要がある。

自由社については、「405箇所の欠陥箇所の検定基準別内訳」の一覧表を藤岡氏が作成しているが²⁹、他社の内訳と比較した、より詳細な一覧表を筆者の方で作成してみた³⁰。それが表3「各社別・検定意見（欠陥箇所）数の検定基準別内訳」である。（尚、「検定基準」は平成29年8月10日文科省告示の教科用図書検定基準に依拠した。以下、「東書」は東京書籍、「日文」は日本文教出版、「帝国」は帝国書院、「教出」は教育出版の略である。注目すべき箇所は、ゴチックもしくは網掛けにした。）

表3 各社別・検定意見（欠陥箇所）数の検定基準別内訳（括弧の中は%）

検定基準	学び舎	山川	東書	日文	帝国	教出	育鵬	自由
2-(1) 学習指導要領との関係	85(59.0)	1(1.9)			1(3.8)			5(1.2)
2-(5) 選択・扱いの公正	1(0.7)							
2-(9) 引用資料の信頼性								3(0.7)
2-(10) 引用資料の出典等	1(0.7)				1(3.8)			2(0.5)
2-(11) 統計資料の引用等		1(1.9)						
2-(14) 調べ学習への配慮						1(2.6)		
2-(18) ウェブページのアドレス	1(0.7)			2(8.3)			1(4.3)	
3-(1) 誤り・不正確	8(5.6)	8(15.4)	4(19.0)	7(29.2)	1(3.8)	6(15.8)	1(4.3)	60(14.8)
3-(2) 誤字・脱字	2(1.4)			1(4.2)	1(3.8)	3(7.9)	4(17.4)	29(7.2)
3-(3) 理解し難い表現・誤解 するおそれのある表現	46(31.9)	41(78.8)	17(81.0)	13(54.2)	21(80.8)	22(57.9)	16(69.6)	291(71.9)
3-(4) 漢字等表記の適切		1(1.9)		1(4.2)	1(3.8)	6(15.8)	1(4.3)	15(3.7)
計	144(100)	52(100)	21(100)	24(100)	26(100)	38(100)	23(100)	405(100)
2-(1), 3-(3)を除外した件数	13	10	4	11	4	16	7	114

（「令和元年度 検定意見書及び修正表」（文科省HP）より、筆者が作成）

この一覧表を見ると、幾つかの点で興味深い事実気づく。

第一に、「理解し難い表現」「誤解するおそれのある表現」という検定基準3-(3)は、自由社に対してだけ多用されたものでは決してない、ということだ。学び舎を除く7社は、この基準の適用が検定意見数全体の軒並み5～8割を占めている。山川・東書・帝国に至っては、育鵬社・自由社の7割をしのいで8割にも達しており、このことは調査官が自由社に対しても他社に対しても、同一の姿勢で臨んでいることを意味している。少なくとも検定基準の適用に関する限り、自由社だけを特別扱いしてはいない、ということである。

もし藤岡氏の言う通り、この基準の適用が7割にも達するが故に、《欠陥箇所の水増しがなされた主な手段は、実はこの「理解し難い」と「誤解するおそれ」の二つなのである》というのであれば、他の7社に対するこの基準の適用は殆どゼロか、ゼロに近い数字でなければならない筈だ。ところが事実はさに非ず、学び舎を除く他の6社に対しても、全く同様か、或いはそれ以上の比率で、この基準を適用しているのだ。

のみならず、藤岡氏の指摘する如く、自由社へのこの基準の適用は7割に達するが故に、《欠陥箇所の水増しがなされた》と断定するのであれば、この基準の適用が5～8割ある他社にも、同様の「水増し」があったと主張しなければならないことになり、自由社だけこの基準を利用して「水増し」をしたという主張は、筋が通らないことになる。上記

の結果は、調査官が自由社だけを「狙い撃ち」したものではないということを、逆に証明するものであろう。

第二に、学び舎に改めて注目したいのだが、検定基準の適用率が、学び舎だけは他社とは大幅に異なっていることに気づく。自由社を含めた他の7社は、検定基準の適用率が大同小異と言えるが、学び舎だけは異なっており、3-(3)「理解し難い」「誤解するおそれ」の適用は3割(46件)に止まり、2-(1)「学習指導要領との関係」がその二倍の6割近く(85件)にも達している。

この後者の検定基準2-(1)を正確に引用すると、次の通りである³¹。

《(学習指導要領との関係)

- (1) 図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領の総則、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところその他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。その際、知識及び技能の活用、思考力、判断力、表現力等及び学びに向かう力、人間性等の発揮により、資質・能力の育成に向けた児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう適切な配慮がなされていること。》

他社には殆どこの基準の適用はないにも拘らず、学び舎に対してだけ、こんなにも多数の適用があるということは、それだけ学び舎の教科書が、学習指導要領から逸脱した、特異な教科書であることを示すものだろう。

また、そのことは逆に言えば、教科書調査官が自由社だけを《初めから落とす意図をもって強引に欠陥箇所を絞り出し、水増しする不正行為が行われた》わけではないことを示している。上記のように、検定基準の適用の内訳まで含めて、各社横並びで正確に比較すると、自由社は他社に比し、数の上からは圧倒的に欠陥箇所が多いにも拘らず、むしろ検定基準の適用の姿勢は、学び舎を除く他社と全く同様だからである。

第三に、主観的要素の入らない客観的基準だけで比較すると、自由社はどうなるのか。そこで、多少とも主観的要素の入る余地のある検定基準2-(1)「学習指導要領との関係」、同3-(3)「理解し難い表現」「誤解するおそれのある表現」を除いた検定意見(欠陥箇所)数を各社横並びで比較したのが、表3の一番下の行である。

そうすると、自由社以外の7社は4～16件、平均すると10件に満たない件数(9.3件)でしかない。他方、自由社はというと、主観的要素の入らない客観的基準の適用だけでも110件以上あり(114件)、その数は他社の平均の10倍以上である。このことは、自由社の教科書が他社と比較して弁明の余地がないほどに、単純なミスが多いことを示している。

実は、単純なミスの類いは、上記では除外した検定基準3-(3)「理解し難い表現」「誤解するおそれのある表現」が適用された欠陥箇所の中にも相当数含まれており、それらも加えると、自由社の単純ミスは405件中の170件以上(4割)にも及んでいることが、新たに判明した(詳細は後述する)。自由社は、前回の検定時から一貫して《欠陥箇所が著しく多い》ことを審議会により問題視されており、そのことが一因となって、「一発不合格」ならぬ翌年度再申請の制度が出来たことは、既に縷々述べてきた通りである。

本来こうしたミスは、教科書会社が校正段階で直しておかねばならぬものであり、他社と比べて、俄かには信じがたいほどの単純ミスの数の異常な多さは、自由社の編集体制が他社に比べて著しく杜撰であるという以外には、合理的説明が出来ないのではないか。《校正は徹底してやった。だから、よもやこれほど多数の「欠陥」が生じるとは想像もできなかった》と藤岡氏は言うけれども、主観的要素の混入する余地のある検定基準は除外した、客観的基準による「欠陥箇所」だけでも100件以上あり（検定基準3-(3)に含まれるものも入れると170件以上）、平均すると他社の10倍以上（17倍以上）にも達している事実を、どう説明するのか。

「一発不合格」になったことを殊更に騒ぎ立てるよりも、自由社はむしろそのことを、天下に対して恥じるべきではないのか。これが筆者の偽らざる実感である。

「前回と同じ誤り」を、自由社は何故防げなかったのか？

本稿の冒頭で、《文科省側は「前回と同じ誤りを指摘されるケースが約40件あった」と指摘し、「そうした部分をなくすだけでも不合格にはならなかった」と話しているのだから、まずはその真偽を問題にしなければならない筈である》と書いた。

「前回と同じ誤りを指摘されるケース」とは、前回の検定で「欠陥箇所」に指摘され、前回は修正して合格した箇所を、（不注意によるミスの結果か、それとも故意によるものかはともかく、）修正前の前回のままの形で申請した結果、「同じ誤りを指摘された」という意味だろう。

いずれにせよ、これは普通のことではない。単純な誤りであれば、前回と同じ誤りは避けるのが普通だし、前回の修正が不本意なので、元に戻して申請するというケースは有り得ようが、元に戻して申請すれば、また「欠陥箇所」に指摘されるだろうことは目に見えている。不合格を覚悟の上でならともかく、検定で合格を目指すのであれば、表現をもっと工夫するなり修正するなりして、そういうことは回避するのが普通だからである³²。これは単なる不注意なのか、それとも故意なのか？

また、文科省の言い分が正しいと仮定すれば、実際それがなければ405-40=365箇所となり、不合格ライン（頁数×1.2倍の377箇所以上）を下回った筈だから、自由社が本当にそういうことをしたのかどうかは、検討に値する問題である。

つくる会は、《前回と同じ誤りを指摘されるケースが約40件あった》と文科省が指摘していることについて、「デマ情報」だと断定しているが³³、それがデマ情報かどうかは、40件もの「前回と同じ誤りを指摘されるケース」（以下、欠陥箇所の「二重申請」案件と呼ぶことにする）があったのか否かを明らかにしてから、言うべきことである。

よって筆者は、前回の検定で文科省により「欠陥箇所」と指摘された358件と³⁴、今回の検定で「欠陥箇所」と指摘された405件について³⁵、双方の検定意見書を一々見比べることにより、欠陥箇所の「二重申請」案件が何件あったのかを、全て調べ上げることにした。その結果が、本稿末尾に掲げた別表資料1「自由社による、欠陥箇所の「二重申請」案件・一覧表」である。

結論から言うと、筆者の調査では39件がそれに該当することが判明したので³⁶、文科省側の言う「約40件」というのは、正しい指摘であることが判る。

では、自由社が「前回と同じ誤りを指摘された」39件とは、具体的にどんな箇所なのか。

筆者の見立てでは、この中には単なる誤字の指摘とか、用語の不統一を指摘した技術的なものから、つくる会の歴史認識の根幹に関わるものまで、様々である。

それにしても、単なる誤字の指摘の類いなら、現行教科書ではそれが直っているにも拘らず、わざわざ前回の誤字に戻すことまでして再申請するのは、不可解というほかはない。意外にも、実はこの種のミスが結構多い。

① 単純ミスの事例

典型的な事例を示す。別表資料1のNo.11をご覧ください。これは、「対馬」を誤って「対島」と書いた事例である。

調査官の「指摘事項」(欠陥指摘箇所)は、前回も今回も《「朝鮮出兵地図」中、「対島」》とある。「指摘事由」(欠陥指摘理由)は前回は《誤記である》、今回は《生徒が誤解するおそれのある表現である。(一般的な表記であるかのように誤解する。))》で、検定基準の適用が前回と今回で異なっているが(前回は3-(2)「誤字・脱字」、今回は3-(3)「誤解するおそれ」)、「対島」が「対馬」の誤字であることは明白であり、実際修正後に合格した自由社の現行教科書では「対馬」に直っている(別表資料1の「現行教科書(修正後合格)」の欄を参照)³⁷。

ところが、何故か自由社はわざわざ誤字である「対島」に戻して今回の検定でも申請し、今度は《生徒が誤解するおそれのある表現(一般的な表記であるかのように誤解する)》という理由で「欠陥箇所」の一つに指定された。流石にこのままでは恥かしいと思ったのか、「検定不合格」と銘打った市販本教科書では「自主修正」して再び「対馬」に戻しているが(別表資料1「市販本・不合格教科書」の欄を参照)³⁸、どういう了見で「対島」で再申請したのか、理解に苦しむ。

もう一つ、別の事例を挙げる。別表資料1のNo.38は、ノーベル賞受賞者江崎玲於奈氏のルビの誤記の例である。「江崎」の姓は「えざき」でなく、「えさき」と読むのが正しい。検定意見(指摘事由)は、前回は《誤りである。(ルビ)》、今回は《不正確である。》とあり、検定基準としては共に3-(1)「誤り・不正確」を適用している。

これなどは、何ということもない単純ミスだが、どういう訳か現行教科書でも直っていない(「えざき」の誤ったルビがそのまま残っている。別表資料1の「現行教科書(修正後合格)」の欄を参照)³⁹。直し忘れたところで、それに気付く人は誰もいないだろうと思われるほど、小さなミスに過ぎないが、検定済教科書であるにも拘らず、《誤りである》という検定意見を無視している事実には変わりなく、編集の杜撰さが疑われる事例の一つである。

そしてそのミスをそのまま踏襲して申請した結果なのだろうか、今回の検定でも前回と同じく《不正確である》という指摘を受け、「欠陥箇所」の一つに指定された。しかし、市販本では流石に「えさき」と「自主修正」している(別表資料1の「市販本・不合格教科書」の欄を参照)⁴⁰。

このように、単純ミスであることが明らかな事例でも、現行教科書を見ると、ある箇所は直っていたり、別の箇所は直っていなかったりと、一定していない。はっきりしていることは、前回の検定で「欠陥箇所」の指摘を受けたにも拘らず、わざわざ間違った表記に戻して、或いは間違った表記のまま今回申請に及び、再度「欠陥箇所」に指定され、

不合格に一役買ったという事実である。自由社（つくる会）の側には、欠陥箇所の「二重申請」という意識すら、最初からなかったのかもしれない。

では、この種の単純ミスは、39件中にどの位あるのか。一つ言えることは、「欠陥箇所」の指摘に対して自由社が「反論したかしないか」が、一つの目安になるということである。自由社は全部で405件に上った「欠陥箇所」の指摘に対し、175件に上る反論書を提出しているが⁴¹、反論しなかった230件（全体の56.8%）には、自由社も認めざるを得ない単純ミスが「相当数」含まれていると思われる（この点は後述する）。自由社が「二重申請」した39件についても、調べてみると反論していない案件が20件（全体の51.3%）に及んでいることから（別表資料1の「自由社反論」の欄を参照されたい。反論しなかった案件の項目は網掛けした上に〔反論せず〕と記している）⁴²、反論していない案件が、全体でも「二重申請」案件でも同様の割合で含まれていることが判るが、大雑把に言えば約半数程度はこの種の単純ミスの類い、と見てよいのではないか。

しかし、単純ミスを正確に弁別するもっといい方法がある。それは、「検定不合格」を売りにした市販本の記述である。この市販本・不合格教科書は、実は今回の検定で不合格になった申請本（白表紙本）をそのまま出版したものではない。既に幾つかの事例については指摘したが、検定意見に従って「自主修正」した箇所が相当数に及んでいる。それは、自由社が誰の命令も受けずに「自主的」に修正したものであるから、検定意見の妥当性を全面的に認めて修正に及んだものと見なし得る。この「自主修正」の事例が、39件中14件に及んでいる（全体の35.9%、自主修正については、別表資料1の「市販本・不合格教科書」の欄にゴチックで**【自主修正】**と明記した）⁴³。つまり、厳密に言えば「二重申請」した39件の案件中14件、少なくとも三分の一は単純ミスと断定できる。

それでは、全部で405件に上った「欠陥箇所」中、自由社が反論しなかった230件の内で「自主修正」した案件は何件に及んでいるのか。これについても、今回筆者は独自に調査を進めたが、その結果が、本稿末尾に掲げた別表資料2「自由社による、欠陥箇所の「自主修正」案件一覧表」である。驚くべきことに、「自主修正」案件は173件にも及んでいた⁴⁴。

《反論しなかった230件には、自由社も認めざるを得ない単純ミスが「相当数」含まれていると思われる》と先に書いたが、230件中の173件であるから75.2%、四分の三が単純ミスだと断定できる。更に欠陥箇所全体に占める単純ミスの割合は405件中の173件、42.7%となり、4割以上がそうだとということになる。

藤岡氏は《校正は徹底してやった。だから、よもやこれほど多数の「欠陥」が生じるとは想像もできなかった》と言うが⁴⁵、「校正は徹底してやった」という割には、かくも大量の単純ミスをどうして排除できなかったのか、疑問が生ずるのは当然だろう。（自由社以外の7社については、この種の単純ミスは平均すると10件に満たないことは、既に述べた。173件は17倍以上にも当る、信じ難いほどの数値である。）

例えば、以下のような箇所は単純ミスそのものであり、シビアに校正すれば、事前に取り除くことは容易に出来た筈だと思うのだが、自由社の校正によっては排除できず、最終的に文科省によって欠陥箇所に指定されることになった（尤も「自主修正」の結果、市販本・不合格教科書では既に修正されている）。

自由社が「自主修正」した、初歩的な単純ミス事例⁴⁶

【誤字・誤記の例】(5件)

- ・ 大阪市堺市(大阪府堺市が正しい)：欠陥番号73(市販本・不合格教科書37頁)
- ・ 4世紀に「倭の五王」(5世紀が正しい)：同上78(同上42頁)
- ・ 水城の構想(水城の構造が正しい)：同上103(同上50頁)
- ・ 徳川家康の写真キャプション「大阪城天守閣蔵蔵」(「大阪城天守閣蔵」が正しい)
：同上204(同上120頁)
- ・ 「1990年の国会開設」(1890年が正しい)：同上267(同上183頁)

【歴史用語・固有名詞等の例】(20件)

- ・ 日本書紀(日本書紀が正しい)：欠陥番号93(市販本・不合格教科書44頁)
- ・ 官位十二階(冠位十二階が正しい)：同上99(同上46頁)
- ・ 「建人寺」(「建仁寺」が正しい)：同上157(同上82頁)
- ・ 「門注所」(「閭注所」が正しい)：同上163(同上85頁)
- ・ 「イエズス会」(「イエズス会」が正しい)：同上190(同上105頁)
- ・ 橋本佐内(橋本左内が正しい)：同上213(同上132頁)
- ・ モンテスキュー『民法の精神』(『法の精神』が正しい)：同上230(同上150頁)
- ・ 「藩知事」(「知藩事」が正しい)：同上255(同上166頁)
- ・ 「按司」のルビ「あんじ」(「あじ」が正しい)：同上260(同上174頁)
- ・ 「補弼」(「輔弼」が正しい)：同上272(同上185頁)
- ・ 伊藤博文の写真キャプション「伊東公資料館蔵」(「伊藤公」が正しい)
：同上281(同上197頁)
- ・ 「日韓議定書」(「日韓併合条約」が正しい)：同上284(同上198頁)
- ・ 「軍閥」のルビ「ぐんぼつ」(「ぐんぼつ」が正しい)：同上289(同上199頁)
- ・ 「東京同盟会」(「中国同盟会」が正しい)：同上290(同上199頁)
- ・ 「門戸解放」(「門戸開放」が正しい)：同上304(同上221頁)
- ・ 「ABCD包網」(「ABCD包囲網」が正しい)：同上333(同上237頁)
- ・ 「上海事件」「アジア開放」(「上海事変」「アジア解放」が正しい)
：同上359(同上252頁)
- ・ 事項さくいん「運金」(「運上金」が正しい)：同上393(同上292頁)
- ・ 事項さくいん「祖」(「租」が正しい)：同上394(同上294頁)
- ・ 事項さくいん「土三湊」(「土三湊」が正しい)：同上395(同上295頁)

【脱字その他、簡単な校正上のミスの例】(10件)

- ・ 「見つからないとそうよ」(「見つからないそうよ」が正しい)
：欠陥番号91(市販本・不合格教科書43頁)
- ・ 小見出し「1300年の歴史を持つ年号」(内容は年号の話ではなく、国号が正しい)
：同上108(同上52頁)
- ・ 本文中に注番号が欠落(側注1に対応する注番号1が本文にない)
：同上114(同上56頁)

- ・本文中に注番号が欠落（側注1に対応する注番号1が本文にない）
：同上116（同上58頁）
- ・4つの視点から（視点が3つしかなく、3つが正しい）：同上128（同上67頁）
- ・「わが国強い」（「わが国が強い」が正しい）：同上131（同上68頁）
- ・タイトル「わかったこと②」（「わかったこと①」が欠落しており、①が正しい）
：同上177（同上96頁）
- ・本文の注番号3（対応する側注3がない）：同上199（同上115頁）
- ・「ストックトン=ダーリントン間」（「ストックトン=ダーリントン間」が正しい）
：同上232（同上152頁）
- ・「どうい言葉」（「という言葉」が正しい）：同上308（同上223頁）

以上、別表資料2（自由社による、欠陥箇所「自主修正」案件・一覧表）から、極めて初歩的と思われるミスの事例だけをピックアップしてみたが、これらは全て歴史の専門家でなくても、誰が見ても一見して「誤り」と判る類いの平易なミスである。果してこれでも《校正は徹底してやった》と言えるのだろうか、筆者は素朴な疑問を抱かざるを得ない。

自由社による「自主修正」案件は173件にも上っていることを明らかにしたが、極めて平易なミスをカウントしただけでも、上記のように35件に上る（5+20+10）。

このように平易なミスが校正段階で直っていないこと自体、編集の杜撰さを指摘されても仕方がないと筆者は思うし、もし自由社が事前の校正に力を注いでいれば、上記のような平易なミスは全て解消していた筈であるから、 $405 - 35 = 370$ となり、これだけでも「不合格ライン」の377を下回った筈なのである。

自由社の杜撰な校正が不合格の最大の要因だ、と指摘されても、つくる会並びに自由社としては、弁解の余地がないのではないか。

② つくる会の歴史認識に関わる事例

では次に、単純ミスではない、つくる会の歴史認識に関わる「二重申請」の事例を見たい。

これは「自主修正」していないので、今回の白表紙本のままの形が市販本でも確認できる。例えば、別表資料1のNo.5を見ると、ここで問題にされている箇所（指摘事項）は、「菅原道真が提唱した遣唐使中止の理由」の内の③④である。

以下、市販本・不合格教科書から①②も含めて引用する⁴⁷。（□は引用者の補注）

《①中国では内乱が続いている。

②遭難が多く、国家優位の人材を失う。

③日本と唐の文化は対等で、もはや[唐に]学ぶべきものはない。

④いつの間にか[遣唐使が]朝貢のようにあつかわれており、国の辱めである。》

③④は今日の日中関係にも通底する点があり、つくる会から見れば重要な指摘なのだろう。ところが、同じ箇所に対して前回は《不正確である。（「菅家文草」の記述）》と検定意見（指摘事由）がつき（検定基準は3-(1)「誤り・不正確」を適用）、今回は《生徒が誤解

するおそれのある表現である。(典拠「菅家文草」に対応する記述があるかのように誤解する。)》という検定意見がついた(検定基準は3-(3)「誤解するおそれ」を適用)。

文科省の検定意見は、「菅原道真が提唱した遣唐使中止の理由」に③④は含まれていない、という指摘だと思われる。確かに、『菅家文草』に含まれる「請令諸公卿議定遣唐使進止状」には①と②の理由しかなく⁴⁸、③④は典拠が不明である。「菅原道真が提唱した遣唐使中止の理由」としては、③④は相応しくない。

従って、前回の検定では③④を削除して合格したが(現行教科書)⁴⁹、上記引用に見える通り、今回申請(市販本・不合格教科書)ではまたぞろ③④を復活し、自由社不合格の一因を成した。

これなどは、習近平訪日問題で揺れる今の日中関係にも関わることだし、典拠が不正確だろうが何だろうが、「遣唐使中止の理由」にかこつけて、言いたいことを書けばいいという姿勢の現れなのか。

尤も、筆者から見て自由社の方に理がある、と判断できる検定の事例もある。その一つは、韓国併合の経過に関わる叙述である。別表資料1のNo.21は、現行教科書(前回検定による修正後の記述)と市販本・不合格教科書(白表紙本)とで、著しい相違があることに気づく。

調査官による「指摘事項」(指摘箇所)は前回も今回も《「韓国併合」全体》とあり、特定の記述に対する「欠陥箇所」の指摘ではないが、検定意見(指摘事由)は前回も今回も《生徒が誤解するおそれのある表現である。(韓国併合の実態)》とある。「韓国併合の実態」に鑑みて、自由社教科書の「韓国併合」記述の全体を「生徒が誤解するおそれ」がある、と言っていることになる。

これだけでは、何のことだか皆目不明だが、検定前の申請図書(白表紙本)の記述をそのまま載せた市販本・不合格教科書と、前回の検定意見に従って修正した上で合格した現行教科書を見比べると、何が問題とされたのか、大凡のことは解るので以下、その両者を引用する⁵⁰。

申請図書(市販本・不合格教科書)

《韓国国内には日本と合邦化することを望む勢力と反対する勢力がありました。1910(明治43)年、日本は、親日派の勢力を背景に条約を結び、韓国併合を断行しました。韓国の国内では、民族の独立を失ったとして抵抗する人もいました。》

↓

現行教科書(合格教科書)

《1910(明治43)年、日本は、武力を背景に韓国内の反対をおさえて、併合を断行した(韓国併合)。韓国の国内では、民族の独立を失うことへのはげしい抵抗がおこった。》

全体として、申請図書(白表紙本)の方は日本の立場に立って、《親日派の勢力を背景に条約を結び》と、併合を正当なものとして描いているのに対し、修正を余儀なくされた現行教科書の方は、《武力を背景に韓国内の反対をおさえて、併合を断行し…民族の独立を失うことへのはげしい抵抗がおこった》と、より韓国の立場に寄り添った、つくる会風に言えば「自虐的」記述になっていることが解る。

今回、これを元の記述に戻して再申請したのは、或いはこうした文科省の検定に対する、意図的な「抵抗」だったのではないかと仮説を立てることは出来るだろう。自由社は今回、この白表紙本の記述について、《事実に添って、「誤解」するおそれはない》と反論したが（別表資料1のNo.21の「自由社反論」の欄を参照）、調査官は《多少の抵抗はあっても順調に併合が進んだと誤解するおそれがある》として、これを一蹴している（同、「調査官による反論認否」欄を参照）⁵¹。

自由社の「抵抗」はこうして敢え無く潰えたが、総じて言えば、今の検定には、国益を無視して韓国や中国に迎合する「近隣諸国条項」以来の宿痾となった欠陥があるので、記述をわざわざ元に戻した自由社の再申請は、それに対する「抵抗」としての一面もあったのかもしれない。そう想像することは、可能であろう。

同様のことは、大東亜戦争の評価に関わる事柄についても言える。例えば、別表資料1のNo.34「日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」がそうである。このコラムは、元々大東亜戦争の意義を次のように特筆大書するものだった（白表紙本）⁵²。

《1942年、日本軍がインドネシアに進駐すると、人々は道ばたに集まり、歓呼の声をあげて迎えました。日本はオランダを追放してくれた解放軍だったのです。実際、日本の3年半の占領期間に、郷土防衛義勇隊（略称=PETA）と称する軍事組織の訓練、中等学校の増設、共通語の普及など、のちの独立の基礎となる多くの改革がなされました。》

つまり、大東亜戦争の意義として、インドネシア独立に果たした日本の役割を強調するものだったが、これに対して《生徒が誤解するおそれのある表現である。（インドネシア占領の実態）》という検定意見がつき（別表資料1、No.34の「指摘事由」の項を参照）、現行教科書では上記の文章に続けて、以下の文章を追加することを余儀なくされた⁵³。

《しかし、戦争末期になると食料は欠乏し、過酷な労働に動員され、憲兵が横暴な振るまいに及ぶなどの状況も発生した。》

つまり、ここでの文科省の言い分は、「インドネシア占領の実態」からして、日本のインドネシア占領のプラス面を書いただけでは駄目で、それでは「生徒が誤解するおそれ」がある、と言っていることになる。このように、大東亜戦争のマイナス面も併記させるといのが、現在の検定の実態であり、それは恐らく、左派が支配する現在の学界の動向（「学説状況」）を、調査官が無視できないことから来ている。それ故に上記のような、つくる会及び自由社にとっては不本意な「自虐的」文章をわざわざ追加させた上で、調査官（及び審議会）は自由社の教科書を合格させたのだろう。つくる会はこれを潔しとせず、今回の検定ではわざわざ元に戻して申請したところ、前回と全く同じ検定意見がつき、前回と同じように「欠陥箇所」に指定された訳である。

以上、自由社が「前回と同じ誤り」を指摘された「二重申請」案件39件の内、単純ミス of 代表的事例と、つくる会の歴史認識に関わる代表的事例の幾つかを例示した。

既述したように、39件の内、その三分の一に当たる14件は自由社の杜撰な編集がもたら

した単純ミスの類いで、抗弁の余地はないと思われるが、残りの三分の二については、極力好意的に解釈すれば、つくる会の歴史認識として一步も引けないがゆえに敢えて前回と同じ申請をした、という解釈も成り立つのかもしれない。

しかし、よくよく考えてみれば、その可能性は有り得ない、ということが判る。というのは、つくる会の「二重申請」が、もしそのような「意図的な抵抗」の所産であったとするなら、明白な誤記などは、むしろ最初から慎重に除いた上で申請に及ぶはずで、前回と同じ単純ミスが39件の内、少なくとも14件、三分の一以上もあるということは、これはやはり「意図的」というよりは、意図せずして結果的にそうなったもので、単なる杜撰な二重申請という結論以外には、考えられないように思われるからである。

つくる会と自由社にとっては、決して名誉ではない、「お粗末」な結果になってしまったが、筆者としてはそう結論せざるを得ない。

果して「不正検定」があったのか—まとめに代えて

本稿が明らかにしようとしたことは、大きく言って二点あった。

一点目は、「一発不合格」という名称で一方的に非難されてきた、不合格教科書の翌年度再申請の制度の成立事情を明らかにすることである。それは、前回の検定で《教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている》と判定された学び舎（欠陥箇所273）と、《「正確性及び表記・表現」の項目にかかる欠陥が多く、教科用図書として適切性を欠いている》と判定された自由社（欠陥箇所358）の検定に多くの時間を取られ、十分な審議時間を取れなかったことに対する反省から、平成27年7月に設けられた制度で、高校教科書では既に採用されていた不合格教科書の「翌年度再申請」の制度を、義務教育段階でも導入したものに過ぎない。自由社だけを「狙い撃ち」して「一発不合格」にする趣旨では全くないことを、明らかにした。

実際に、自由社はこの制度に則って、不合格になった翌年度（令和2年度）に再申請しており⁵⁴、「一発不合格」の主張と矛盾する行動を取っている。「一発不合格」とは「一発」で「不合格」が確定し、再申請の道が絶たれることを言うのだから、自身がその不当性を糾弾している当の制度を否定するどころか、肯定してその制度に乗っかって再申請する行為は、たとえどのように弁解しようとも、矛盾しているというほかない。

二点目は、文科省の言い分である《前回と同じ誤りを指摘されるケースが約40件あった》というのは本当かどうかを、事実に基いて検証することである。本来こういうことは、自由社並びにつくる会が全てのデータを持っているのだから、自由社の側で事実を明らかにし、自身に向けられた疑惑を晴らすのが本筋の筈である。ところが、つくる会ではその主張を「デマ」だと断定し、そのことに注意を喚起した筆者に対しても罵声を浴びせるだけで、欠陥箇所の「二重申請」が40件近くあったという文科省の主張は本当かどうかを、事実に照らして検証しようという姿勢が全く見られなかった⁵⁵。

そこでやむを得ず、筆者の側で前回と今回の検定意見を一つ一つ突き合わせ、事実を究明しようとしたのである。その結果は、やはり文科省の主張通りで、「前回と同じ誤りを指摘されるケース」が39件に及んでいた。したがって、《前回と同じ誤りを指摘されるケースが約40件あった》という文科省の主張は、「デマ」ではなく客観的な事実である。このことを筆者は、本稿及び別表資料1で立証した。しかもその三分の一（14件）は、自

由社自身が誤りを認め、「不合格教科書」と銘打って売り出した市販本では「自主修正」した、弁明の余地のない単純ミスの類いであった。

こうした単純ミスは、では全体では何件あったのか。主観的要素を排した客観的基準だけで、各社の教科書を横並びで比較すると、自由社以外の7社は平均すると10件に満たなかった(9.3件)。ところが自由社の場合は、調査官による「水増し」が行われたとつくる会が主張する「理解し難い表現」「誤解するおそれのある表現」の検定基準を適用した該当案件291件を全て除外しても114件で、他社の10倍以上にも達していた。

のみならず、欠陥箇所と指摘された405件の内、市販本・不合格教科書で「自主修正」していた(つくる会が文科省の検定を自発的かつ全面的に受け入れたことを意味している)案件は、別表資料2の示す通り、少なくとも173件あることも判明した。自由社が「自主修正」に及んだ、弁明の余地のない単純ミス(173件)は、つくる会が文科省に反論しなかった230件の四分之三(173/230)を占め、欠陥箇所全体の4割(173/405)にも達していた。つくる会もしくは自由社が校正に力を入れ、筆者が指摘したような、少なくとも35件以上に上っているごく初歩的なミスを事前に除去していれば、それだけでも自由社は不合格ラインを下回り、今回の検定で合格していた可能性が高い。かてて加えて、《前回と同じ誤りを指摘されるケース》を回避するために、最低限必要な措置を取っていれば、即ち自由社の現行教科書では直っている「対馬」を、わざわざ「対島」に戻して再申請するといったような、不可解極まる「二重申請」がなければ、こういった単純ミスだけで、少なくとも14件はあるのだから、自由社は確実に合格していた筈である。

しかし、残念乍らそうはならなかった。自由社は、前回の検定時から一貫して《欠陥箇所が著しく多い》ことを、審議会によって問題視されており、それは今回も同様であった。

何故、そうなったのだろうか。不合格教科書は、翌年度の再申請に回される新たな教科書検定の仕組みは、既に5年前(平成27年)に決定しており、従来のように多数の欠陥箇所を出せば、翌年度の採択戦には参加できなくなることを、自由社側が十分認識していなかった、ということに尽きるのではないか。

認識していれば、今回の検定からは、頁数の1.2倍の「欠陥箇所」を出せば合格できなくなる、ということに対する危機感が、つくる会内部には当然生じていた筈である。そうした危機感は、果してあったのだろうか。あったのなら、従来のような手ぬるい校正では駄目だという意識に、必ずなった筈である。しかし、結果から言えば、欠陥箇所は激減するどころか逆に増え、頁数の1.2倍を超える405箇所もの、大量の欠陥箇所を出してしまった。

欠陥箇所が多く出れば出るほど、審議会はその審議のために膨大な時間を割かねばならないことになる。審議に公正を期すために、不合格教科書の年度内再申請を不可能とし、翌年度に再申請させることにしたこの制度は、制度本来の趣旨から言って「一発不合格」という謂われなき非難を受けるような筋合いのものでは、全くない。

今回の検定で自由社の歴史教科書だけが不合格となり、翌年度再申請・再検定に回されたのは、欠陥箇所が他社の十数倍にも及んだため、審議会が時間不足に陥るのを避け、審議に公正・公平を期すためであって、その意味では少しも不思議なことではないのである。

以上の理由により、今回の検定で文科省による「不正検定」が行われた、自由社を《初めから落とす意図をもって強引に欠陥箇所を絞り出し、水増しする不正行為が行われた》

というつくる会の主張は、謬見というほかはない⁵⁶。

今を去ること半世紀前、家永教科書裁判の矢面に立たされた文部省主任教科書調査官村尾次郎は、次のように嘆いた⁵⁷。

《世間では、われわれ調査官の任命についてとかく政治的な観点から批判の目を向けている。その真只中で始まった私の新しい仕事は、それどころのさわぎではない。あまりにプリミティブ〔幼稚〕なことがらに直面して半ばボーッとなくなってしまったのである。

人名や年号や、紀元年数の誤り、それは一見どうでもよいことのように見えるけれども、私どもの学んだ歴史学はきわめて峻厳にこれを取扱う。「事実」は「史実」の基盤であり、これがなおざりにされるときは、その上に築かれる「史観」などまったく意味をなさない。こうして、検定不合格本が沢山出てしまった。(中略)

学習は、正しい「事」と、正しい「筋」の習得である。それだから教科書は正しい「事」を基礎にして正しい「筋」を通さなくてはならない。残念ながら、私の拝見した教科書原稿にはこの基礎工事ができていないものが多かった。

「論」が卓越して「実」が少ない。…世間では種々の「論」が乱出して、学会やはては国会にまで波及したが、問題の焦点は「実」の欠如である。》

自由社教科書についても、筆者は同じことを感じる。「史観」(歴史認識、村尾の言葉で言えば「筋」や「論」)は確かに卓越しているが⁵⁸、「事実」(「事」と「実」)が等閑にされている。あれから半世紀を経た今日においても、村尾と同じ嘆きを繰り返さなければならないことを、筆者は甚だ遺憾に思うものである。

我が国の教科書の正常化に、つくる会がこれまで果してきた役割については、満腔の敬意を表することに筆者は吝かではないが、客観的事実の裏打ちを欠いた「不正検定」の主張については、到底同意することは出来ないのである。

註

- 1 三浦朱門編著『全「歴史教科書」を徹底検証する』小学館、2005年(公民を除く、歴史教科書の比較を担当)。最近の論考としては、「検定済中学歴史教科書—これだけ違ふ—各社の歴史認識」、『時事評論石川』令和2年7月20日付。
- 2 勝岡寛次監修・土屋たかゆき著『日本近現代史の真実』展転社、平成29年、134-135頁。
- 3 《教科書調査官は、…何としても「つくる会」の教科書を「一発不合格」にしてやりたいという執念のもと、無理に無理を重ねて検定意見を絞り出し、積み重ねて不合格にした…。(中略)つまり、指摘箇所を水増ししたのである。》藤岡信勝／新しい歴史教科書をつくる会『教科書抹殺—文科省はつくる会をこうして狙い撃ちした』飛鳥新社、2020年、36頁。
- 4 藤岡信勝「つくる会狙い撃ちの「不正検定」、産経新聞2020年4月10日付「正論」欄。
- 5 藤岡信勝「教科書調査官「無謬神話」の愚かさ」、産経新聞2020年7月1日付「正論」欄。
- 6 「つくる会 一発不合格／新ルール初適用 反論全て認めず」、産経新聞2020年3月25日付。
- 7 例えば、《今回欠陥とされたうち、前回の検定で欠陥と指摘され、適切な記述に修正し合格したものを今回、元に戻して申請していた箇所が四十程度に及んだ…そこで「同じ轍を踏む」こと

なく「欠陥」とされなければ、自由社版は合格した可能性が高い」という『正論』編集部の指摘（「つくる会」教科書不合格一文科省批判と再検定要求の前に、『正論』6月号、194頁）に対し、藤岡氏は「文科官僚の言い訳の口直し」「完全なデマ」だと反論しているが、そうした箇所が本当に「40件」に及んだのかどうかを、自身で検証しようとする姿勢は見られない（藤岡信勝「教科書検定制度への誤解に基づく正論編集部の「つくる会」批判に反論する」、『正論』7月号、262頁）。

- 8 筆者も前掲3月25日付産経新聞の記事を根拠に、《右の指摘に対する説得力ある反論は、つくる会側からは提出されていないと思う》と指摘したが（拙論「自由社教科書「一発不合格」の背景には何かあるのか?」、『明日への選択』6月号、16頁）、これに対しても藤岡氏は《文科省側の言い分を、妥当なものとして認めてしまっている》、《文科官僚の詐偽的な弁明を鵜呑みにして、…愚かなことを書いている》と頭から決めつけるばかりで、「40件」の真偽について真摯に検証する姿勢は見受けられない（藤岡信勝「新たに露見した文科省「不正検定」の動かぬ証拠」、『正論』8月号、269-271頁）。
- 9 藤岡氏も、「欠陥箇所が著しく多いもの」という教科用図書検定調査審議会の規定に関連して、《どうしてこういう規定がつけくわえられたのか、誰がリードしたのか、などは議事録を分析するとわかるが、それは別の機会にしよう》と述べてはいるものの（前掲『教科書抹殺』、32頁）、この制度の成立経緯を審議会の第一次史料まで遡って検証した形跡はない。
- 10 この制度は、平成27年7月23日に文科省が《義務教育用教科書の不合格図書の年度内再申請の見直し》について教科用図書検定調査審議会に提案し、審議会がこれを承認したものである。詳細については後述するが、荻生田文科相もこの制度について、「翌年度の再申請の仕組み」と国会答弁している（令和2年6月4日、参議院文教科学委員会）。
- 11 教科用図書検定審査要項（平成13年1月15日教科用図書検定調査審議会決定）第3「合格又は不合格の判定方法」の(2)には、「次の①から③までのいずれかに該当する申請図書は、不合格と判定する」とあり、①は「検定意見相当箇所の数が申請図書100ページ当たり換算して80を超えるとき」となっている。（尚、現在は「申請図書100ページ当たり換算して100以上」だと「不合格」になり、「120以上」になると「欠陥箇所が著しく多いもの」として、翌年度検定に回される仕組み（所謂「一発不合格」）に変更されている。註25を参照）
因みに、②は「検定基準の各観点別の検定意見相当箇所の数に申請図書100ページ当たり換算して65を超えるものがあるとき」、③は「教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標等に照らして、教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの」である。
- 12 平成27年度教科用図書検定調査審議会総会（第1回）議事録、国立国会図書館HP所載。
- 13 「平成26年度検定意見書」より「社会（歴史的分野3）」、文科省HP所載。
- 14 「平成26年度検定意見書」より「社会（歴史的分野2）」、文科省HP所載。
- 15 資料5「『特別の教科 道徳』の教科書検定について（検討事項）」、平成27年度教科用図書検定調査審議会総会（第2回）配付資料、国立国会図書館HP所載。
- 16 平成27年度教科用図書検定調査審議会総会（第2回）議事録、国立国会図書館HP所載。
- 17 朝日新聞、平成27年6月23日付「教科書検定、再申請は翌年度「不合格後70日以内」変更 文科省方針」。朝日はこの記事の中で、《「基本構成に重大な欠陥」「検定意見の箇所が著しく多い」として不合格になった場合は、翌年度に約1年かけて再び検定を受けることになる》と、制度の趣旨を正確に理解した解説をしている。
- 18 同上。
- 19 但し、朝日以外にこの制度変更について報じたマスコミは、現在のところ確認できていない（産経・読売・毎日のデータベースで確認済）。
- 20 資料1「『特別の教科 道徳』の教科書検定について（報告）（案）」平成27年7月23日、教科用図書検定調査審議会、10-11頁。平成27年度教科用図書検定調査審議会総会（第3回）配布資料、国立国会図書館HP所載。
- 21 高等学校用教科書の「翌年度再申請」の制度がいつから、どのような経緯で設けられたかについては、筆者の調査が未だ及んでいない。中央教育審議会（中教審）の「教科書制度の改善に関する答申」（昭和30年12月5日付）によれば、「検定は常時行うものとするが、不合格図書の同一年度における再申請は、これを認めないものとする」とあることから、翌年度再申請の制度はこ

の時に定められ、その後、義務教育用教科書に限っては同一年度の再申請を認めるようになったと考えられるが、その経緯の究明については今後の課題としたい。

22 平成27年度教科用図書検定調査審議会総会（第3回）議事録、平成27年7月23日、国立国会図書館HP所載。

23 同上。根拠規定は、教科用図書検定規則実施細則第2の5「不合格図書の再申請の期間」。具体的には、この項を下記のように修正した（平成27年10月30日改正、平成28年2月1日施行）。

6〔旧5〕不合格図書の再申請の期間（規則第12条関係）

(1) 小学校用及び中学校用教科書の場合

① 以下のアからウまでのいずれかに該当する不合格図書の再申請の期間は、検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の6月1日から6月10日までの期間とする。

ア 教科用図書検定調査審議会において、「教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標等に照らして、教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことになりそうだが困難と判断されるもの」に該当すると判定された不合格図書

イ 教科用図書検定調査審議会において、「欠陥箇所数が著しく多いもの」に該当すると判定された不合格図書

ウ 規則第10条第2項又は第3項に基づき検定審査不合格になった不合格図書

② ①に該当しない不合格図書の再申請の期間は、規則第8条第1項の不合格理由の事前通知のあった日の翌日から起算して、70日以内の期間とする。

(2) 高等学校用教科書の場合

検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の6月1日から6月10日までの期間とする。

自由社は上記(1)①のイに該当することは、言うまでもない。

24 藤岡信勝「自虐歴史教科書の改善に逆行 つくる会狙い撃ちの「不正検定」、『アイデンティティ』第104号、令和2年6月1日付。

25 「令和元年度 検定意見書及び修正表」より「社会（歴史的分野2）」、文科省HP所載。

26 正確に言うと、「不合格」とされるラインは総頁数と同じ1.0倍だが、総頁数の1.2倍を超えると「欠陥箇所が著しく多いもの」と判定され、年度内再申請が不可能になる。その根拠規定は、以下の通り。

教科用図書検定審査要項第1の3「合格又は不合格の判定方法」(平成28年3月18日改正)

《(2) 次の1又は2のいずれかに該当する申請図書は、不合格と判定する。

1 検定意見相当箇所の数が申請図書100ページ当りに換算して100以上あるもの

2 教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標等に照らして、教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの

(3) (2)の1に該当するもののうち、検定意見相当箇所の数が申請図書100ページ当りに換算して120以上あるものについては、「欠陥箇所数が著しく多いもの」に該当するものとする。》

尚、不合格ラインが教科書の総頁数の0.8倍から1.2倍に引き上げられた事情について、審議会にははっきりした理由を述べていないが、この制度の導入を決定した平成27年7月23日付の審議会の報告では、《合否の判定の基準となる検定意見相当箇所数については、教科を担当する部会（第1～10部会）に所属する委員の意見を聞いた上で、本年度末までに結論を得ることが適当である》（「特別の教科 道徳」の教科書検定について」（報告）、12頁）としている。従って、恐らく《教科を担当する部会に所属する委員の意見を聞いた》結果、ここまでなら何とか事務的に年度内に処理できる「欠陥箇所数」の上限として、従来の頁数の0.8倍から1.2倍に引き上げられたものだろう。

それにしても、もし藤岡氏の言う如く《その直後から文科官僚は、「つくる会」討伐計画を練った》のだとすれば、或いは審議会に自由社を「狙い撃ち」する意図があったのだとすれば、果して許容する欠陥箇所数を大幅に引き上げるこんな決定を、わざわざするだろうか。自由社の今回の検定における申請図書の頁数（実質314頁）の0.8倍は251.2、1.2倍は376.8である。もし前回の基準のままであれば、欠陥箇所が252箇所以上あれば、自由社を「一発不合格」に出来るが、今回

の基準だと377箇所以上ないと「一発不合格」に出来ないことになる。自由社にしてみれば、前回並みの欠陥箇所(358箇所)を出しても、「ギリギリセーフ」で「一発不合格」にはならないことを意味し、自由社に限りなく甘い制度変更という他はない。自由社にとって有利な制度変更をわざわざしていることになるのだから、自由社を「一発不合格」にすべく審議会は画策していたのだという推測が、如何に誤っているかということである。自由社を「狙い撃ち」する意図が審議会になかったことは、この点からしても自明と言わねばならない。

- 27 前掲『教科書抹殺』22頁。
- 28 同上、39-41頁。
- 29 同上、40頁。
- 30 「(2020年4月)令和元年度 検定意見書及び修正表」より「社会(歴史的分野1)」「社会(歴史的分野2)」、文科省HP。尚、自由社に関しては、藤岡氏の作成したデータ(註29)と筆者の作成した表3で若干の数字の相違があるが、これは文科省(調査官)の検定意見書のミスが原因である。即ち、欠陥番号27は検定基準3-(1)の「不正確」を適用しているにも拘らず、検定意見書では3-(3)「理解し難い」「誤解するおそれ」となっている(具体例は、本稿末尾(56頁)の*を参照。そのミスを正したため、表3の自由社の欄では3-(1)を59→60に、3-(3)を292→291に修正したが、大勢には影響ない。
- 31 義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成29年8月10日文科省告示第105号)、文科省HP。
- 32 藤岡氏は、《前回指摘されたからといって、教科書調査官は「無謬」ではないのだから、教科書の著者が考えた記述を差し控えなければならないという理由はどこにもない》(前掲藤岡論文、『Hanada』2020年8月号、269頁)と書いているが、こういう物言いは「調査官が前回付けた検定意見(欠陥箇所の指摘)などは無視して構わない。教科書の執筆は前回の「欠陥箇所」などには束縛されない」と言っているに等しい。同じ指摘を二度受けようが受けまいが、そんなことは執筆者の自由であって、外部の者がとやかくいうことではないと居直っているが、少なくとも言えることは、こういう姿勢からは欠陥箇所は増えることはあっても、激減することはないだろうということである。
- 実際、自由社の欠陥箇所は前回よりも更に増え(358→405)、不合格ラインを超えてしまった。《校正は徹底してやった。だから、よもやこれほどの多数の「欠陥」が生じるとは想像もできなかった》と藤岡氏は言うが、いくら校正を徹底しようが、こういう姿勢では「欠陥箇所」が減らないのは当然である。
- 不合格教科書の翌年度再申請という制度変更により、今までのように多数の欠陥箇所を出せば、これからは年度内再申請は不可能になる(つくる会の言う「一発不合格」になる)、従ってこの制度の下では欠陥箇所を極力減らさなければならないという認識なり危機感、学び舎の側にはあっても、つくる会の側には殆どなかったのではないか。
- 《教科書会社は今後、慎重な記述が申請当初から求められる》という朝日の前記報道(2015.6.23)を、学び舎は事前に読んでいて、そのことを知悉していた蓋然性が高い。というのは、その少し前に朝日は、新規参入した「学び舎」の教科書を称揚する記事を書いており(「届けたい、面白い歴史教科書 教員らの「学び舎」、検定合格」2015.4.8付夕刊)、朝日の記事を学び舎がチェックしていた可能性は極めて高い、と考えられるからである。
- 33 「令和元年度・中学校歴史教科書の「不正検定」に関する公開質問状について」(令和2年5月25日)の<質問12>、つくる会HP。前掲、藤岡「新たに露見した文科省「不正検定」の動かぬ証拠」、『正論』8月号、270頁。
- 34 「平成26年度 検定意見書」より「社会(歴史的分野3)」、文科省HP。
- 35 「(2020年4月)令和元年度 検定意見書」より「社会(歴史的分野2)」、文科省HP。
- 36 別表資料1の一番左の欄の「No」は、前回と今回の検定意見(「指摘事項」及び「指摘事由」)が一致する事例が、何箇所あるかをカウントしたものである。筆者の調査では、39件に及んでいる(最後がNo.39)。
- 尚、別表資料1では「No」の右列に、事例毎に「欠陥番号」を2つずつ挙げている。これは、検定意見書の「番号」(調査官が振った番号)である。例えば、No.1の欠陥番号は「1・9」とあるが、これは前回検定の「欠陥箇所」の番号が1(全部で358ある中の1)、今回検定の「欠陥箇所」の番号が9(全部で405ある中の9)であることを意味する。
- 37 『中学社会 新しい歴史教科書』自由社、平成29年(平成27年4月6日文部科学省検定済)、119頁。

(以下、「自由社現行教科書」と略)

- 38 市販本『検定不合格 新しい歴史教科書』自由社、令和2年(令和元年12月25日検定不合格)、115頁。(以下、「市販本・不合格教科書」と略)
- 39 前掲、自由社現行教科書、269頁。
- 40 前掲、市販本・不合格教科書、273頁。
- 41 前掲『教科書抹殺』、24頁。自由社の175箇所および反論書は、「(2020年4月)令和元年度 検定意見書」の「社会(歴史的分野2)」(文科省HP)で閲覧できる。
- 42 別表資料1の右から二番目、「自由社反論」の欄を参照。反論しなかった箇所は、No.5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 22, 24, 25, 28, 29, 33, 34, 38, 39の20件となる。
- 43 自主修正した箇所は、No.6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 24, 25, 29, 38の14件である。
- 44 前掲「(2020年4月)令和元年度 検定意見書」より「社会(歴史的分野2)」と、前掲市販本・不合格教科書の記述を一々照合し、「自主修正」案件を全て抽出した。「自主修正」案件は173件、他に「自主修正したと思われる事例」が4件あったが、白表紙本と照合しないと正確なことは言えないので保留とし、この4件は「自主修正」案件にカウントしていない。(詳細については、本稿末尾の別表資料2「自由社による、欠陥箇所の「自主修正」案件・一覧表を参照されたい。)
- 45 前掲『教科書抹殺』22頁。
- 46 詳細は、別表資料2「自由社による、欠陥箇所の「自主修正」案件・一覧表」を参照されたい。
- 47 前掲、市販本・不合格教科書、60頁のコラム「菅原道真が提唱した「遣唐使中止の理由」。
- 48 『菅家文草 菅家後集』日本古典文学大系72、岩波書店、昭和41年、568頁。
- 49 前掲、自由社現行教科書、70頁。コラム「遣唐使廃止の理由」に、③④に相当する記述はない。
- 50 申請図書は前掲市販本・不合格教科書、198頁。現行教科書は前掲自由社現行教科書、198頁。ここでは前回検定時の申請図書(白表紙本)の記述は、市販本・不合格教科書と同一のものとして扱っているが、実際は微妙に異なるかもしれない。文科省の検定意見書の該当箇所は「韓国併合」全体となっているので、前回検定の申請図書と今回検定の申請図書(市販本・不合格教科書)の記述の違いは、検定意見書では確認できず、筆者には確認する術がない。
- 51 自由社の「反論書」、並びにそれに対する「反論認否書」については、「(2020年4月)令和元年度 検定意見書」の「社会(歴史的分野2)」(文科省HP)を参照。
- 52 前掲、市販本・不合格教科書241頁のコラム「日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」。ここも、文科省の検定意見書の該当箇所は「日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」というコラムのタイトルしか示していないので、前回検定時の申請図書(白表紙本)と今回検定時の申請図書(市販本・不合格教科書)の記述は異なっている可能性があるが、一応同じものとして紹介している。筆者は、つくる会もしくは自由社関係者ではないので、もし異なっていたとしても、両者の違いを確認する術がない。その旨を断っておきたい。
- 53 前掲、自由社現行教科書241頁のコラム「日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」。
- 54 つくる会は2020年6月3日付で「『新しい歴史教科書』検定再申請の決定について」という声明を出し、「新設された制度に基づき、6月30日までに文科省に再申請する方針を決定」したことを公表した。
- 55 註7及び註8を参照。
- 56 尚、このように述べたからとて筆者は、文科省の主張が全て正しいと考えているわけでも、調査官は「無謬」だと考えているわけでもない。調査官が作成した検定意見書にもミスがあることは、既述した通りだし(註30を参照)、検定する側にも問題があることは、大東亜戦争の評価に関わる検定の事例でその一端を述べたが、この問題については、拙稿「自由社教科書「一発不合格」の背景には何があるのか?」、『明日への選択』令和2年6月号、16-17頁をご参照いただきたい。
- 57 村尾次郎『教科書調査官の発言』原書房、昭和44年、38-41頁。
- 58 読者の中には、自由社の教科書が示している歴史認識について、筆者が異なる見解を持っているように思われる方もいるかもしれないが、それは誤解である。自由社の歴史認識自体は、筆者とさして変わらないが、それは本稿の主題から逸れることもあり、特に記さなかったまでのことである。自由社の歴史認識に対する筆者の見解については、その一端を前掲拙稿「検定済中学歴史教科書—これだけ違ふ 各社の歴史認識」、『時事評論石川』令和2年7月20日付、に記しているのので、ご参照いただければ幸いです。